

○愛知県名古屋飛行場条例第2条第1項の離着陸に相当する行為として知事が定めるもの等

平成16年12月17日告示第919号

平成23年3月22日改正告示第186号

平成26年3月28日改正告示第199号

平成31年3月22日改正告示第132号

令和5年8月8日改正告示第337号

愛知県名古屋飛行場条例（平成16年愛知県条例第44号。以下「条例」という。）第2条第1項、第4条第1項、第13条第1項第1号及び第2号並びに別表第1の1の3及び同表の4並びに愛知県名古屋飛行場管理規則（平成16年愛知県規則第71号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定に基づき、離着陸に相当する行為として知事が定めるもの等を次のように定め、条例の施行の日から施行する。

- 1 条例第2条第1項に規定する離着陸に相当する行為として知事が定めるものは、タッチアンドゴー（着陸のやり直しのために行われるものを除く。以下同じ。）とする。
- 2 条例第4条第1項に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。
 - (1) ローアプローチ（着陸のやり直しのために行われるものを除く。以下同じ。）又はローパス（着陸のやり直しのために行われるものを除く。以下同じ。）
 - (2) 知事が定めるエプロン内の場所においてエプロンに標示された図表等により航空機の航法計器を確認し、又は調整する行為（以下「コンパスセッティング」という。）
 - (3) 知事が定める場所におけるホバリング（離着陸のために行われるものを除く。以下「ホバリング」という。）
 - (4) 訓練又は試験のため、航空機の離陸の途中において離陸を中止する行為（以下「離陸中止訓練」という。）
 - (5) 訓練又は試験のため、航空機によって滑走路又は誘導路を走行する行為（離着陸及び前各号に掲げる行為のために行われるものを除く。以下「地上走行訓練」という。）
- 3 条例第13条第1項第1号に規定する着陸に相当する行為として知事が定めるものは、タッチアンドゴー（滑走路に接地するまでの行為に限る。）とする。
- 4 条例第13条第1項第2号に規定する離陸に相当する行為として知事が定めるものは、第3項に定めるタッチアンドゴーに係る行為を除くタッチアンドゴーに係る行為とする。
- 5 条例別表第1の1の3に規定する知事が定める数値は、95とする。
- 6 条例別表第1の4に規定する知事が定める行為ごとに、知事が定める額は、別表に定めるとおりとする。
- 7 規則第4条第1項に規定する知事が定める時間は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) ローアプローチ、ローパス、離陸中止訓練及び地上走行訓練 条例第2条第1項に規定する愛知県名古屋飛行場の運用時間（以下「運用時間」という。）
 - (2) コンパスセッティング 次に掲げるいずれかの時間であって、第2項第2号の図表等が標示された場所ごとに知事が定めるもの
 - ア 午前7時から午前9時まで及び午後3時から午後7時まで
 - イ 午前7時から午後7時まで
 - (3) ホバリング 午前7時から午後7時又は日没時刻のいずれか早い時刻まで
 - 前文（抄）（平成23年3月22日告示第186号）
平成23年4月1日から施行する。
 - 前文（抄）（平成26年3月28日告示第199号）
平成26年4月1日から施行する。
 - 前文（抄）（平成31年3月22日告示第132号）
平成31年10月1日から施行する。
 - 前文（抄）（令和5年8月8日告示第337号）
令和5年8月9日から施行する。

別表

1 ローアプローチ及びローパス

ローアプローチ又はローパス 1 回につき、国際民間航空条約（昭和28年条約第21号）の附属書16に定めるところにより測定された離陸測定点及び進入測定点における航空機の騒音値（当該騒音値のない航空機にあっては、当該航空機について、その製造国の政府機関が公表しているこれに準ずる騒音値その他これに準ずるものと知事が認める騒音値）を相加平均して得た値（1 E P N デシベル未満は、1 E P N デシベルとして計算する。）から83（回転翼航空機にあっては、95）を減じた値（その値が負数となるときは、零とする。）に3,400円を乗じて得た額（運用時間外におけるローアプローチ又はローパスにあっては、その額に1.1を乗じて得た額）（消費税及び地方消費税が課される場合は、その額に1.1を乗じて得た額）

2 コンパスセッティング及びホバリング

コンパスセッティング又はホバリング 1 回につき、次の各号に掲げる航空機の区分に応じ、それぞれの航空機の最大離陸重量をアからウまでに区分して、それぞれの重量に各料金率を適用して計算して得た額の合計額（消費税及び地方消費税が課される場合は、その額に1.1を乗じて得た額）

(1) 23トン以下の航空機

- ア 3トン以下の重量については、当該重量に対し810円
- イ 3トンを超え6トン以下の重量については、当該重量に対し810円
- ウ 6トンを超え23トン以下の重量については、1トン（1トン未満は、1トンとして計算する。以下同じ。）ごとに30円

(2) 23トンを超える航空機

- ア 25トン以下の重量については、1トンごとに90円
- イ 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに80円
- ウ 100トンを超える重量については、1トンごとに70円

3 離陸中止訓練及び地上走行訓練

離陸中止訓練又は地上走行訓練 1 回（離陸中止訓練にあっては、航空機の着陸帯への進入から着陸帯からの退出までの行為を1回とする。）につき、次の各号に掲げる航空機の区分に応じ、それぞれの航空機の最大離陸重量をアからエまで並びにア及びイに区分して、それぞれの重量に各料金率を適用して計算して得た額の合計額（消費税及び地方消費税が課される場合は、その額に1.1を乗じて得た額）

(1) ターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する航空機

- ア 25トン以下の重量については、1トンごとに1,050円
- イ 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに1,480円
- ウ 100トンを超え200トン以下の重量については、1トンごとに1,800円
- エ 200トンを超える重量については、1トンごとに1,950円

(2) その他の航空機

- ア 6トン以下の重量については、当該重量に対し700円（6トン以下の航空機については、1,000円）
- イ 6トンを超える重量については、1トンごとに590円

4 コミューター航空機に係る特例

(1) 拠点国内定期航空運送事業者（条例附則第3項に規定する拠点国内定期航空運送事業者をいう。以下同じ。）が旅客の運送の事業のため使用する通勤用航空機（同項に規定する通勤用航空機をいう。以下同じ。）のローアプローチ又はローパスのため飛行場の滑走路等を利用する場合における当該利用に係るその他滑走路等使用料の額を算定する場合におけるこの表の規定の適用については、1中「1回」とあるのは、「1回（1の航空機が1の訓練飛行のため2回以上のローアプローチ又はローパスをする場合にあっては、訓練飛行1回）」とする。

(2) 拠点国内定期航空運送事業者が旅客の運送の事業のため使用する通勤用航空機が1の訓練飛行において、着陸のほか、ローアプローチ又はローパスのため飛行場の滑走路等を利用する場合においては、当該ローアプローチ及びローパスに係るその他滑走路等使用料は徴収しない。

5 端数処理

その他滑走路等使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。